

(仮称) 佐世保市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)の骨子

1 条例の目的

この条例は、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め、もって指定障害者支援施設の利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を通じ、その有する能力及び適性に応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的として制定します。

2 対象となる事業所

- ・ 指定障害者支援施設

3 基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めます。(次ページ以降に主な基準を記載しています。)

4 施行期日

平成28年4月1日予定

障害者支援施設の概要

施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者
 - (2) 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
 - (3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であつて、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者
- [1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む。)の利用者(特定旧法受給者)
- [2] 障害者自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- [3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者
- [4] 新規の入所希望者(生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者)

サービスの概要

		①<生活介護を行う場合>	②<自立訓練(機能訓練)を行う場合>
人員基準	医師	日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	なし
	看護職員	生活介護の単位ごとに、1人以上	1人以上(1人以上は常勤)
	理学療法士 又は 作業療法士	生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数	1人以上
	生活支援員	生活介護の単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)	1人以上(1人以上は常勤)
	サービス管理 責任者	●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	職業指導員	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること	なし
	就労支援員	間仕切り等を設けること	なし
	施設管理者	暴力団員等でない者	
設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	居室	●居室の定員:4人以下 ●地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ●寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ●一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下等に直接面して設けること	
	食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
	浴室	利用者の特性に応じたものとする	
	洗面所・便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は、1.8m以上)	
	その他	毎年定期的な歯科検診を行うよう努めること	

障害者支援施設の概要

施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者
 - (2) 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
 - (3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であつて、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者
- [1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む。)の利用者(特定旧法受給者)
- [2] 障害者自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- [3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者
- [4] 新規の入所希望者(生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者)

サービスの概要

③<自立訓練(生活訓練)を行う場合>

④<就労移行支援を行う場合>

		③<自立訓練(生活訓練)を行う場合>	④<就労移行支援を行う場合>
人員基準	医師	なし	
	看護職員	なし	
	理学療法士 又は 作業療法士	1人以上	なし
	生活支援員	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上(1人以上は常勤)	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	サービス管理 責任者	●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	職業指導員	なし	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)
	就労支援員	なし	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上(1人以上は常勤)
	施設管理者	暴力団員等でない者	
設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	居室	●居室の定員:4人以下 ●地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ●寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ●一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下等に直接面して設けること	
	食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
	浴室	利用者の特性に応じたものとする	
	洗面所・便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は、1.8m以上)	
	その他	毎年定期的な歯科検診を行うよう努めること	

障害者支援施設の概要

施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者
 - (2) 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
 - (3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であつて、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者
- [1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む。)の利用者(特定旧法受給者)
- [2] 障害者自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- [3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者
- [4] 新規の入所希望者(生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者)

サービスの概要

⑤<認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合>

⑥<就労継続支援B型を行う場合>

		⑤<認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合>	⑥<就労継続支援B型を行う場合>
人員基準	医師	なし	
	看護職員	なし	
	理学療法士 又は 作業療法士	なし	
	生活支援員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
	サービス管理 責任者	●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	職業指導員	1人以上(職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤)	
	就労支援員	なし	
	施設管理者	暴力団員等でない者	
設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること	
	居室	●居室の定員:4人以下 ●地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ●寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ●一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下等に直接面して設けること	
	食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること	
	浴室	利用者の特性に応じたものとする	
	洗面所・便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること	
	相談室	間仕切り等を設けること	
	廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は、1.8m以上)	
	その他	毎年定期的な歯科検診を行うよう努めること	

障害者支援施設の概要

		施設入所支援		
サービスの概要		施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。		
		【対象者】 (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上(50歳以上の者にあつては区分3以上)である者 (2) 自立訓練又は就労移行支援(以下「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 (3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であつて、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者 [1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む。)の利用者(特定旧法受給者) [2] 障害者自立支援法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 [3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者 [4] 新規の入所希望者(生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者)		
		⑦<施設入所支援を行う場合>	⑧<複数の昼間実施サービスを行う場合>	
人員基準	医師	なし		
	看護職員	なし		
	理学療法士 又は 作業療法士	なし		
	生活支援員	施設入所支援の単位ごとに、 ●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 なし		
	サービス管理 責任者	当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること	●利用者数60以下は1人以上 ●利用者数61以上は1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	職業指導員	なし		
	就労支援員	なし		
	施設管理者	暴力団員等でない者		
設備基準	訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること		
	居室	●居室の定員:4人以下 ●地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ●寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ●一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下等に直接面して設けること		
	食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること		
	浴室	利用者の特性に応じたものとする		
	洗面所・便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること		
	相談室	間仕切り等を設けること		
	廊下幅	1.5m以上(中廊下の幅は、1.8m以上)		
	その他	毎年定期の歯科検診を行うよう努めること		

指定基準等における「従うべき基準」・「標準」・「参酌すべき基準」対応表

指定基準等	サービス事業名等	項目	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
			現行の法令の内容(基準)に従い定めるもの	現行の法令の内容(基準)を標準とし、合理的理由の範囲内で変更が可能なもの	現行の法令の内容(基準)を参考とした上で、市独自に定めることが可能なもの
<p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項)</p>	<p>障害者支援施設 (施設入所支援及び施設障害福祉サービス)</p>	配置する従業者及びその員数	<p>第5条(従業者の員数)</p> <p>第7条(複数の屋間実施サービスを行う場合における従業者の員数)</p> <p>第8条第2項(従たる事務所を設置する場合における特例)</p> <p>第30条第6項(介護)</p> <p>第31条第3項(訓練)</p> <p>第45条第1項(管理者による管理等)</p>	なし	<p>第8条第1項(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第9条第2項第2号ハ以外、第3項、第4項(設備)</p> <p>第12条(契約支給量の報告等)</p> <p>第15条(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第16条(受給資格の確認)</p> <p>第17条(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)</p> <p>第18条(心身の状況等の把握)</p> <p>第19条(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)</p> <p>第20条(身分を証する書類の携行)</p> <p>第21条(サービスの提供の記録)</p> <p>第22条(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第23条(利用者負担額等の受領)</p> <p>第24条(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第25条(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)</p> <p>第26条(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第27条(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第28条(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第29条(相談等)</p> <p>第30条第1項～第5項(介護)</p> <p>第31条第1項、第2項(訓練)</p>
		居室の床面積			
		障がい者のサービスの適切な利用の確保、障がい者の適切な処遇、障がい者の安全の確保、秘密の保持	<p>第11条(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第13(提供拒否の禁止)</p> <p>第30条第7項(介護)</p> <p>第31条第4項(訓練)</p> <p>第33条(工賃の支払等)</p> <p>第42条(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第53条(身体拘束の禁止)</p> <p>第54条(秘密保持等)</p> <p>第59条(事故発生時の対応)</p>		